

北九州市立菊陵中学校
学校だより
11号
校長 上 赤 義 人

学校教育目標
生徒一人一人の個性の伸長を図り、
徳・知・体の調和のとれた、
感謝の心をもつ自主した生徒の育成

高い人権感覚と正しい人権認識を

12月4日からの人権週間を前にして

「人間は、人種、性別、言語、または宗教などによって差別されてはならない。全ての人間の人権と基本的自由は尊ばれ、守られなければならない」という趣旨が、世界人権宣言の前文と36か条の条文の中に述べられています。

1948年12月10日の国際連合第3回総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して、わが国では1949年に12月10日を最終日とする1週間(12月4日-12月10日)を人権週間と決めました。

「人権とは?」と尋ねられた時、みなさんはどのように答えますか。例えば「誰もが幸せになれる権利」「決して侵すことのできない永久の大切な権利」等と答えるかもしれません。誰もが持っていて誰もそれを侵すことはではないこと、つまり人権を侵す、または人権を侵そうとする行為は許されないということです。また、「女性・高齢者・障がい者・外国人等の問題です」と答えることもあるでしょう。これは、個別の人権課題です。わが国では、個別の人権課題がいくつかあります。(法務省は17の課題を挙げています)それらはどのような課題なのか先生やおうちの人と考えてみてください。そして、それを知ることで正しい人権認識を持ってください。つまり、正しい人権認識を持つことが重要です。

しかし、それらを知識として知っておくことだけではなく、大切なのは人権が尊重されていることに気付くとともに、人権が偏見や差別により妨げられたり、妨げられそうになったりしたとき、いち早くその不合理性・不当性に気付く感覚(センス)をもつことです。つまり、人権感覚を持つということです。

これらの正しい人権認識や高い人権感覚を身に付けていくための取組として、本校では11月19日の国際理解教室、12月4日の人権一人芝居の鑑賞、12月

4日~11日の「明日への伝言板」の視聴等を行います。

子どもたちに高い人権感覚と正しい人権認識をもたせるためには、学校だけで完結するものではありません。学校・家庭・地域の協力・理解があってこそ成り立つものであることは言うまでもありません。是非、各ご家庭でも人権週間の時期をとらえ、人権について子どもたちと話をしてみてください。

最後に、桑原律さんの「光は風のなかに」にある詩を紹介(一部抜粋)します。

「人権感覚」って何ですか

それはケガをして 苦しんでいる人があれば

そのまますどおりしないで「大丈夫ですか」と助け励ます心のこと

それは悲しみに うち沈んでいる人があれば

見て見ぬふりをしないで「一緒に考えましょう」と共に語らう心のこと

それは偏見と差別に 思い悩んでいる人があれば

わが事のように感じて「そんな事は許せない」と自らすすんで行動する心のこと

それはすどおりしない心 見て見ぬふりをしない心

他者の苦悩をわが苦悩として人間尊重のために行動する心のこと

ボランティア活動で、菊陵中生徒が紹介されました

「短い夏休み期間に”何か自分にできるボランティアはありませんか?”と一人で来所した超積極的な中学生です。大人顔負けのしっかりした態度。使用済み切手の切り取り作業もテキパキとこなしてくれました。ちよっぴりグローバル(&若返った?)になった小倉北区ボランティア!」これからの活躍に期待が大!です。

小倉北区社協ボランティア・市民活動センターだより より